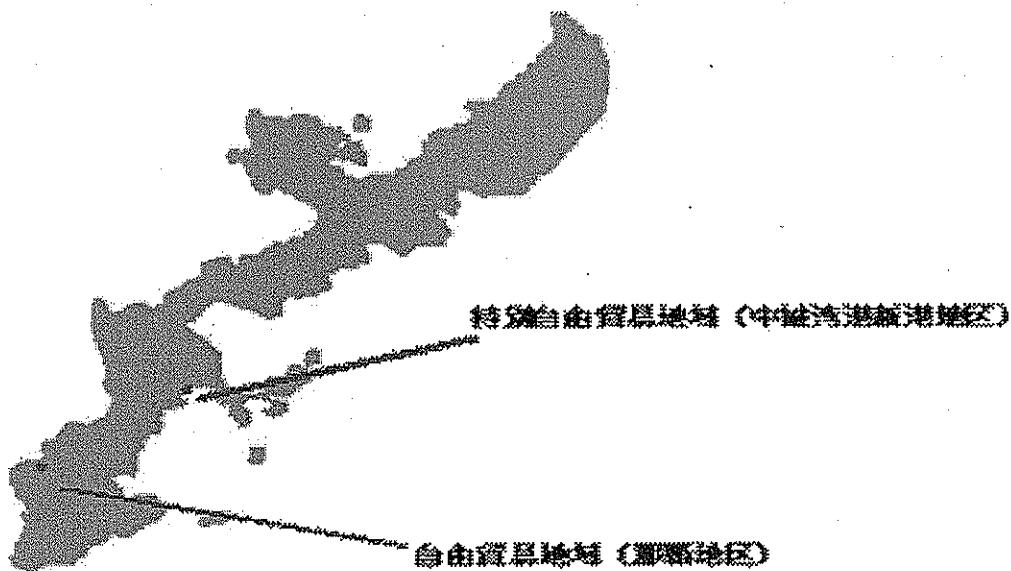


沖縄自由貿易地域

自由貿易地域(FTZ)とは

沖縄における自由貿易地域は、沖縄振興特別措置法に規定する関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するため、全国において沖縄県にのみ指定された地域です。

沖縄における自由貿易地域は、沖縄振興特別措置法に規定する関税法上の指定保税地域、保税蔵置場及び保税工場等の様々な保税地域が集合した場所で、自由貿易地域としては、日本では沖縄県のみに設置されています。また、同地域に立地する企業を支援するため、租税の特別措置や沖縄振興開発金融公庫の低利融資の制度が講じられています。



自由貿易地域那覇地区の概要

根拠法令	沖縄振興特別措置法 (旧沖縄振興開発特別措置法)
設置目的	沖縄における企業立地の促進と貿易の振興に資する
指定年月日	昭和 62 年 12 月 9 日
対象業種	製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業
指定面積	約 2.7 ヘクタール
位置	沖縄県那覇市鏡水崎原地先 (那覇空港から約 2km、那覇港の新港ふ頭から約 7.6km)
設置及び管理者	沖縄県
施設内容	○倉庫・工場施設 (7,870 平方メートル)

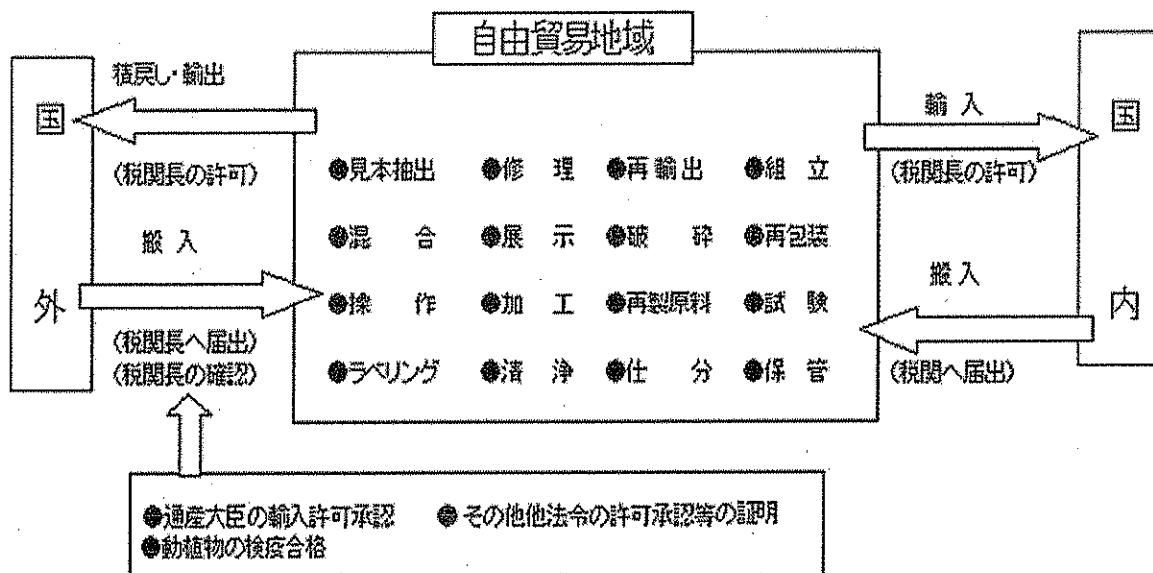
<p>入居企業が認定事業を行なうための施設で、製造工場、簡単な組み立て工場、事務所、倉庫、上屋として利用できます。必要があれば、中2階構造にして、空間を有効に利用することも可能です。</p> <p>○野積場 (1,300 平方メートル) 一時的に多量の貨物が搬入され、専用施設だけでは処理できないとき、自由貿易地域内に一時にコンテナ積みの状態等で野積ておく場所です。利用形態は、一時使用を原則としますが、状況により専用使用も可能です。</p> <p>○常設展示場 (220 平方メートル) 自由貿易地域に入居している企業の取扱商品の常設見本展示を行ない、商談に利用する施設です。また、通関手続き後の貨物の小売販売場としての利用も可能です。</p> <p>○一般展示場 (370 平方メートル) 国際見本市、輸入品フェア、商談会等の多目的なイベント会場として利用できます。</p> <p>○会議室 (80 平方メートル)</p> <p>○管理事務所 (160 平方メートル) 県の機関で、入居企業の便宜を図るとともに、自由貿易地域内の施設の管理や入居者が施設を利用するため必要な手続き、使用料金の徴収、施設利用の統計調査等の事務を行なっています。</p> <p>○税関出張所 (70m 平方メートル)</p> <p>○駐車場（約 100 台収容可能）</p> <p>○レストラン</p>
--

特別自由貿易地域中城湾港新港地区の概要

根拠法令	沖縄振興特別措置法（旧沖縄振興開発特別措置法）
設置目的	沖縄における産業及び貿易の振興に資する
指定年月日	平成 11 年 3 月 31 日
対象業種	製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業
指定面積	約 122 ヘクタール
位置	沖縄県中城湾港新港地区
設置及び管理者	沖縄県
分譲・賃貸用地	(1) 対象面積：約 46ha (87 区画) (2) 一区画面積：3,100m ² 以上 (一区画以上の分譲も可能) (3) 分譲価格：26,700 円 / m ² (4) 賃貸料 年額 145 円又は 290 円 / m ² 程度 • 貸付期間：10 年間 • 契約保証金：分譲価格の 10 % • 契約方法：事業用借地権設定及び売買予約契約

自由貿易地域等の機能

- 1 加工・製造 ~ 外国から半製品等の形で自由貿易地域へ搬入し、保税の状態で最終仕上・加工・組立等を行う場として活用し、製品等を国外へ積み戻し(輸出)、あるいは国内へ引き取る。
- 2 中継・備蓄 ~ 外国貨物を保税の状態(関税未納)で保管し、国内又は海外へ配送するための拠点として活用。
- 3 品質調整 ~ 外国製品を消費者ニーズや国内関係法規に規定する検査・規格等に合致する内容に調整
- 4 展示・取引 ~ 保税の状態で外国製品の見本展示を行い、商談・小売販売の場として活用



保税地域の種類と機能

保税地域には、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5種類があります。

保税地域においては、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、加工・製造、展示などの行為をすることができますが、関税徴収の確保及び取締りの適正を期すため、保税地域にある外国貨物は税関の監督下におかれます。

○ 保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間	設置の手續
指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等	1カ月	財務大臣の指定
保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等	2年 (延長可)	税関長の許可
保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等	2年 (延長可)	税関長の許可

保税展示場 (関税法第 62 条の 2)	外国貨物の展示・使用 例) 博覧会、博物館 等	税関長が必要と認める期間	税関長の許可
総合保税地域 (関税法 62 条の 8)	保税蔵置場、保税工場、保税展示場の総合的機能 例) 中部国際空港 等	2 年 (延長可)	税関長の許可

税制上の優遇措置

優遇項目		優遇措置の概要
国 税	所得税控除 ア	特別自由貿易地域において設立された常時雇用者数 20 名以上の企業について、新設後 10 年間、所得の 35%につき、法人税の課税所得から控除 (製造業、こん包業、倉庫業のみ)
	投資税額控除制度 イ	域内において 1,000 万円を超える設備の新增設を行った企業について機械 15%、建物 8%の税額を法人税から控除 (法人税額の 20%限度、繰越 4 年、投資額の上限額 20 億円)。
	特別償却制度 ウ	域内において、製造業、倉庫業、梱包業、道路貨物運送業及び卸売業の用に供する設備で、1,000 万円を超える設備を新設又は増設した場合において、特別償却を行うことができる。 (償却限度額:機械及び装置 50/100、工場用建物等 25/100)
関 税	関税の課税の選択制の適用	特定品目 (牛肉、動物の皮革など) を除き原料課税又は製品課税の選択が可能
	保税許可手数料の軽減	保税手続きの際、許可申請の手数料が軽減
地 方 税	地方交付税による減収補てん措置	事業税 工業等の用に供する設備 (特別償却適用設備) を新設または増設した場合、5 年間、事業税の課税標準額を控除 不動産所得税 工業等の用に供する設備 (特別償却適用設備) である建物及びその土地の取得に対する不動産取得税の課税の一部を免除 固定資産税 工業等の用に供する設備 (特別償却適用設備) である機械建物及びその土地に対する固定資産税の課税を 5 年間免除

※ 所得控除制度は、特別自由貿易地域に適用

また、ア、イ、ウのいずれか一つを選択

金融上の優遇措置

・沖縄振興開発金融公庫の融資制度

資金の種類:自由貿易地域等特定地域振興資金

	産業開発資金	中小企業資金	生業資金
対象企業	1.自由貿易地域内又は特別自由貿易地域内において、沖縄振興特別措置法第 43 条第 1 項に基づく認定を受けて事業を行う業者又は認定を受けて事業を行おうとする業者で同地域への入居が決定している業者 2.産業高度化地域において、製造業等又は産業高度化事業を営む業者		
資金の使途	自由貿易地域内や産業高度化地域で事業を行うために必要な設備資金と運転資金		
融資額の限度	所要資金の 7 割以内	設備資金 7 億 2,000 万円 運転資金 2 億 5,000 万円	設備資金 7,200 万円 運転資金 4,800 万円
貸付金利 (H15 年 3 月 12 日現在)	対象企業の 1 に該当する事業者 対象企業の 2 に該当する事業者	設備資金 0.75% (貸付期間 10 年の場合) 運転資金 1.20% (貸付期間 7 年の場合) 設備資金 1.00% (貸付期間 10 年の場合) 運転資金 1.20% (貸付期間 7 年の場合)	
融資期間	25 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 原則 7 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	

・県単独の融資制度

資金の種類:物産貿易振興資金

対象企業	・物産関係業者 ・流通・貿易業者
資金の使途	設備資金と運転資金
融資額の限度	設備資金 7,500万円以内、運転資金 7,500万円以内
貸付金利	2.25%
保証料率	0.90% (有担保) 1.00% (無担保)
融資期間	設備資金 10年以内(うち据置期間 1年以内)、運転資金 7年以内(うち据置期間 1年以内)

自由貿易地域那覇地区入居企業一覧

(平成19年4月現在)

企 業 名		事 業 の 種 類
1	日本くるまえび養殖(株)	農畜水産物の輸入・卸売・製造
2	(株)プリマ	家庭用品・衣料などの輸入・卸売
3	(資)沖縄通関社	輸入代行(通関)、航空貨物の集荷・発送
4	(株)タイラトレーディングカンパニー	観光土産品卸売等
5	(資)山田宝石	健康食品の輸入・製造・卸売
6	(株)沖縄クローバー	野菜缶詰・農産保存食料製造業等
7	(株)サイバーフーム	情報加工及び情報提供事業
8	沖縄フリーゾーン食品(株)	農畜水産物の輸入・製造・加工
9	沖縄空輸(株)	輸入代行(通関)、航空荷物の集荷・発送
10	(株)かねよし	海産物・乾物卸売等
11	(有)アネット	電気照明器具製造業等
12	沖縄特産販売(株)	果汁飲料等製造・卸売
13	(株)エルムテクノロジー	集積回路製造業・半導体原材料の検査等
14	(株)KDDIエボルバ沖縄	貿易情報提供・コールセンター・情報関連機器展
15	シティバンク、エヌ・エイ	テレホンセンター
16	シティカードジャパン(株)	クレジットカード系コールセンター
17	シティグループ・サービス・ジャパン・リミテッド(株)	データセンター(シティグループ企業サポート業務)

沖縄県特別自由貿易地域立地企業一覧

企 業 名		立地年月	主 要 製 品 等
分 譲	1 (株)アクロラド	H11.09	半導体放射線検出器の開発・製造
	2 (株)ワールドティエヌティ	H15.05	日用雑貨品等の卸売業
	3 コンボルト・ジャパン(株)	H15.09	地上設置型燃料タンクの製造販売
	4 (株)沖創建設	H17.11	プレキャスト・コンクリート部材の製造
	5 (株)ニライカナイ沖縄 (有)ワコーア貿易	H18.07 H18.12	健康食品の製造 Tシャツ等の卸売業、プリント加工
賃 貸 工 場	1 (有)オクタノルムアジア	H13.04	アルミニウム部材を活用した店舗、事務用内装、家具、展示会ブース等の加工
	2 (株)カメリア・アジア・パシフィック	H14.05	フレキシブルプリント基板製造設備の製造販売
	3 バイオ21(株)	H15.08	基礎化粧品の開発・製造・販売
	4 手作り館工房海人(株)	H15.09	オリジナルTシャツ等の製造・販売
	5 O M J P(株)	H16.05	液晶パックライトの検査装置の製造
	6 沖縄フードシステムズ	H17.03	清涼飲料水の製造・販売
	7 (株)ソリトン沖縄	H17.05	清涼飲料水の製造・販売
	8 (株)パン・アキモト	H17.06	パンの缶詰の製造・販売
	9 (株)アミューザ	H17.07	リムジン車の製造
	10 金秀バイオ(株)	H17.08	健康食品の製造
	11 タイガー工業(株)	H18.01	プラスチック製品の製造
	12 (株)プレセア	H18.03	カーボン製品の加工・製造
	13 (株)ペアック沖縄	H18.09	フレキシブル基板製造装置の製造
	14 (株)沖縄岸田製作所	H18.11	半導体向け精密研磨用治具の製造
	15 (株)明清産業	H18.12	電線製造

沖縄振興特別措置法
(平成十四年三月三十一日法律第十四号)

第四節 自由貿易地域等

(自由貿易地域の指定)

第四十一条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域（次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く。）を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(特別自由貿易地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定)

第四十三条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適當である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至ったときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条 特別自由貿易地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、専ら当該区域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数

以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

- 2 主務大臣は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定保税地域等)

第四十五条　自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の土地又は建設物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

- 2 税関長は、第四十三条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(以下この項において「施設等」という。)において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるとときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。
- 3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるとときは、第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

(手数料の軽減)

第四十六条　税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの的手数料を含む。)を軽減することができる。

(課税物件の確定に関する特例)

第四十七条　第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものと含む。)における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

(課税の特例)

第四十八条　自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定

めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(特別自由貿易地域活性化計画の認定等)

第五十二条 特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業（以下「特別自由貿易地域活性化事業」という。）を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であって主務省令で定める要件に該当するものは、当該特別自由貿易地域活性化事業に関する計画（以下「特別自由貿易地域活性化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、当該特別自由貿易地域活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 製造業等の用に供する事業場の設置又は運営に係る事業
 - 二 特別自由貿易地域の区域内において製造業等を営む者又は新たに営もうとする者の業務を支援する事業
 - 三 貿易の振興に資するための政令で定める施設の設置又は運営に係る事業
- 2 特別自由貿易地域活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特別自由貿易地域活性化事業の内容及びその実施方法
 - 二 特別自由貿易地域活性化事業の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項
 - 三 その他主務省令で定める事項
- 3 特別自由貿易地域活性化計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別自由貿易地域活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 特別自由貿易地域活性化事業を実施することが当該特別自由貿易地域の振興のために有効かつ適切なものであること。
 - 二 特別自由貿易地域活性化事業の達成の見込みが確実であること。
 - 三 特別自由貿易地域活性化事業の実施方法（第一項第一号に規定する事業場の設置に係るものに限る。）が主務省令で定める基準に適合すること。
- 5 第一項の認定を受けた法人は、当該認定に係る特別自由貿易地域活性化計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

- 6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。
- 7 沖縄県知事は、第一項の認定を受けた法人が同項の認定に係る特別自由貿易地域活性化計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って特別自由貿易地域活性化事業を実施していないと認めるとき又は第一項の認定を受けた法人が同項の主務省令で定める要件に該当しないこととなったときは、その認定を取り消すことができる。
- 8 第一項の認定を受けた法人は、主務省令で定めるところにより、特別自由貿易地域活性化事業の実施状況について沖縄県知事に報告しなければならない。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十三条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、特別自由貿易地域の区域内において特別自由貿易地域活性化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した前条第一項の認定を受けた法人について、当該特別自由貿易地域活性化事業に係る建物の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る建物若しくは構築物に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（国等の援助）

第五十四条 国及び沖縄県は、第五十二条第一項の認定を受けた法人に対し、特別自由貿易地域活性化事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

函館税関所在地案内



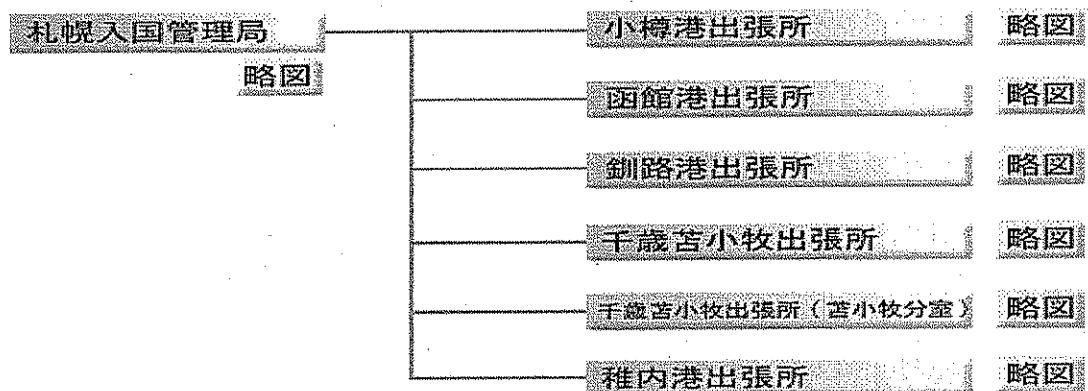
函館税關官署所在地一覧表

名称	郵便番号	住所	電話	管轄(注)
函館税關本關	040-8561	北海道函館市海岸町 24-4(函館港湾合同庁舎)	0138-40-4213	北海道、青森県、岩手県及び秋田県
札幌税關支署	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目(札幌第2合同庁舎)	011-231-1443	北海道のうち 札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市(新千歳空港)、

				美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡及び上川郡(一部)
<u>旭川空港出張所</u>	071-1562	北海道上川郡東神楽町東2線16号98番地(旭川空港ターミナルビル内)	0166-83-5997	北海道のうち 旭川市及び上川郡東神楽町のうち旭川空港
<u>千歳出張所</u>	066-0012	北海道千歳市美々(新千歳空港国際線旅客ターミナルビル)	0123-45-7055	北海道のうち 苫小牧市(新千歳空港)及び千歳市
<u>小樽税関支署</u>	047-0007	北海道小樽市港町5番3号(小樽港湾合同庁舎)	0134-23-4163	北海道のうち 小樽市、石狩市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡(一部)、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡及び余市郡
<u>石狩出張所</u>	061-3242	北海道石狩市新港中央1丁目202番地(新港ビル)	0133-64-6797	北海道のうち 小樽市(銭函)及び石狩市
<u>室蘭税関支署</u>	051-0023	北海道室蘭市入江町1番13(室蘭地方合同庁舎)	0143-22-7201	北海道のうち 室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡(豊浦町及び洞爺湖町)、有珠郡及び白老郡
<u>釧路税関支署</u>	085-0022	北海道釧路市南浜町5番9号(釧路港湾合同庁舎)	0154-22-3730	北海道のうち 釧路市、帶広市、北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、河東郡、上川郡(新得町及び清水町)、河西郡、広尾郡、中川郡(美深町、音威子府村、中川町を除く。)、足寄郡、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡及び白糠郡
<u>網走出張所</u>	093-0032	北海道網走市港町5番8号(網走港海湾管理事務所)	0152-43-5811	北海道のうち 網走市、北見市、常呂郡、網走郡及び斜里郡
<u>紋別出張所</u>	094-0012	北海道紋別市新港町2丁目28番地の2(紋別市港湾合同庁舎)	0158-23-3500	北海道のうち 紋別市及び紋別郡
<u>十勝出張所</u>	089-2605	北海道広尾郡広尾町会所前6丁目2	01558-2-0406	北海道のうち 帶広市、広尾郡及び河西郡

<u>留萌税関支署</u>	077-0048	北海道留萌市大町 3 丁目 37 番地の 1(留萌港湾合同庁 舎)	0164-42-0467	北海道のうち 留萌市、士別市、名寄市、深川 市、雨竜郡、上川郡(和寒町、劍 淵町及び下川町)、増毛郡、留萌 郡及び苦前郡
<u>苫小牧税関支署</u>	053-0004	北海道苫小牧市港 町 1 丁目 6 番 15 号 (苫小牧港湾合同庁 舎)	0144-34-1953	北海道のうち 苫小牧市(新千歳空港を除 く。)、勇払郡、沙流郡、新冠郡、 浦河郡、様似郡、幌泉郡及び日 高郡
<u>稚内税関支署</u>	097-0001	北海道稚内市末広 5 丁目 6 番 1 号(稚 内地方合同庁舎)	0162-33-1075	北海道のうち 稚内市、中川郡(美深町、音威 子府村及び中川町)、天塩郡、宗 谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻 郡
<u>根室税関支署</u>	087-0032	北海道根室市花咲 434 番地(花咲港湾 合同庁舎)	0153-25-8257	北海道のうち 根室市、野付郡、標津郡及び 目梨郡

札幌入国管理局



名称	郵便番号	所在地	電話番号・FAX	業務内容	窓口受付時間
札幌入国管理局	060-0042	札幌市中央区大通り 西12丁目 札幌第三 合同庁舎			(受付時間) 9時～12時 13時～16時 (土・日曜日、休日を除く) 但し、札幌入国管理局審査部門は (受付時間)
総務課			011-261-7502 011-281-0631(FAX)	総務・人事・会計等	
審査部門			011-261-9658	在留審査一般	
警備部門			011-261-1270	退去強制業務	
小樽港出張所	047-0007	北海道小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-33-9238 0134-33-9239(FAX)	在留審査一般・海港 業務	
函館港出張所	040-0061	北海道函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎	0138-41-6922 0138-41-6929(FAX)	在留審査一般・空海 港業務	9時～16時 (土・日曜日、休日を除く)
釧路港出張所	085-0022	北海道釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-22-2430 0154-24-7409(FAX)	在留審査一般・空海 港業務	
千歳苦小牧出張所	066-0012	北海道千歳市美美新 千歳空港 国際線旅客ターミナルビル	0123-24-6439 0123-45-2067(FAX)	空港業務	
千歳苦小牧出張所(苦小牧分室)	053-0004	北海道苦小牧市港町 1-6-15 苦小牧港湾合同庁舎 2F	0144-32-9012	在留審査一般・海港 業務	
稚内港出張所	097-0023	北海道稚内市開運 2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-3269 0162-23-2094(FAX)	在留審査一般・空海 港業務	

検 疫 所

○検疫の種類

種類	検査の対象	規制の対象	担当
検疫	人	人間の伝染病	厚生労働省・検疫所
植物検疫	植物	植物の病害虫	農林水産省・植物防疫所
動物検疫	動物・畜産物	動物の伝染病	農林水産省・動物検疫所
食品衛生	食品	人間が飲食して害のある物質	厚生労働省・検疫所

○厚生労働省小樽検疫所

小樽 電話 0134-23-4162

〒047-0007 北海道小樽市港町 5-3

小樽検疫所千歳空港検疫所支所

電話 0123-45-7007

〒066-0012 北海道千歳市美々

小樽検疫所函館出張所

電話 0138-41-8762

〒040-0061 北海道函館市海岸町 24-4

小樽検疫所函館空港出張所

電話 0138-59-0248

〒042-0952 北海道函館市高松町 511

小樽検疫所釧路出張所

電話 0154-23-3340

〒085-0022 北海道釧路市南浜町 5-9

小樽検疫所苫小牧出張所

電話 0144-32-2848

〒053-0004 北海道苫小牧市港町 1-6-15

小樽検疫所稚内出張所

電話 0162-23-4403

〒097-0023 北海道稚内市開運 2-2-1

小樽検疫所紋別出張所

電話 01582-3-5440

〒094-0012 北海道紋別市新港町 2-28-2

小樽検疫所花咲出張所

電話 0153-25-3681

〒087-0032 北海道根室市花咲港 440

○動物検疫所

北海道出張所

〒066-0012 千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル

電話 : 0123-24-6080 FAX : 0123-24-6091

(小樽分室)

〒047-0007 小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎

電話 : 0134-33-2460 FAX : 0134-25-1736

(胆振分室)

〒059-1743 勇払郡厚真町字共和 17

電話 : 0145-28-3724 FAX : 0145-28-2755

○植物検疫所

MAP [札幌]	横浜植物検疫所札幌支所	〒062-0045 北海道札幌市豊平区羊が丘 1	TEL 011-852-1809	FAX 011-853-9671
	札幌支所千歳空港分室	〒066-0012 千歳市美々 新千歳空港内	TEL 0123-24-6154	FAX 0123-24-6158
MAP [釧路]	札幌支所釧路出張所	〒085-0022 釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎内	TEL 0154-22-4291	FAX 0154-22-4291
	札幌支所留萌出張所	〒077-0048 留萌市大町 2-12 留萌地方合同庁舎内	TEL 0164-43-5156	FAX 0164-43-5156
MAP [小樽]	札幌支所小樽出張所	〒047-0007 小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎内	TEL 0134-23-4166	FAX 0134-23-4166
	札幌支所室蘭・苫小牧出張所	〒053-0004 苫小牧市港町 1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎内	TEL 0144-33-2913	FAX 0144-33-2914
MAP [函館]	札幌支所函館出張所	〒040-0061 函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎内	TEL 0138-42-6671	FAX 0138-42-6671

■関税法（昭和二十九年四月二日法律第六十一号）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

（略）

十一 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。

十二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

■関税法施行令（昭和二十九年六月十九日政令第百五十号）

（開港及び税関空港）

第一条 関税法（以下「法」という。）第二条第一項第十一号（開港）に規定する政令で定める港は、別表第一に掲げる港とする。ただし、第三項の規定により開港でなくなつた港を除くものとする。

2 法第二条第一項第十二号（税関空港）に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名
北海道	紋別
北海道	網走
北海道	花咲
北海道	釧路
北海道	十勝
北海道	苫小牧
北海道	室蘭
北海道	函館
北海道	小樽
北海道	石狩湾
北海道	留萌
北海道	稚内

別表第二（第一条関係）

都道府県	空港名
北海道	新千歳
北海道	旭川
北海道	函館

■出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

（定義）

第2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

8. 出入国港

外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

■出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十八日法務省令第五十四号）

（出入国港）

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表第一に掲げる港又は飛行場

二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、地方入国管理局長が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名
北海道	紋別港 網走港 花咲港 釧路港 苦室港 函館港 小樽港 留萌港 稚内港 石狩湾港
	小
	新
北海道	新千歳空港 函館空港 旭川空港

■検疫法（昭和26年6月6日法律201号）

(検疫港等)

第3条 この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

■検疫法施行令（昭和26年12月14日政令377号）

(検疫港等)

第1条の2 法第3条の政令で定める港又は飛行場は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第1条の2関係）

都道府県	港又は飛行場の名称
北海道	小樽港 石狩湾港 稚内港 留萌港 紋別港 網走港 花咲港 釧路港 苦小牧港 室蘭港 函館港
北海道	新千歳空港 旭川空港 函館空港

■家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）

(輸入場所の制限)

第三十八条 指定検疫物は、農林水産省令で指定する港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。但し、第四十一条の規定により検査を受け、且つ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。

■家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年五月三十一日農林省令第三十五号）

（輸入の場所）

第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ相当前下欄に掲げるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。）及び第四十五条第二号の物（殻付きのものに限る。）	苫小牧港、新千歳空港、
第四十五条第二号の物（殻付きのものを除く。）、同条第三号の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びに同条第六号の物	釧路港、石狩湾港、苫小牧港、小樽港、室蘭港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、
第四十五条第三号の皮、毛、羽、角及び蹄並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉	苫小牧港、小樽港、室蘭港、旭川空港、新千歳空港、函館空港
第四十五条第三号の骨及び同条第五号の骨粉（ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉を除く。）	苫小牧港、小樽港、室蘭港、旭川空港、新千歳空港、函館空港
第四十五条第四号の物	小樽港、室蘭港、旭川空港、新千歳空港、函館空港
第四十五条第七号の物	苫小牧港、小樽港、旭川空港、新千歳空港、函館空港
第四十五条第八号の物	旭川空港、新千歳空港、函館空港
第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するもの	稚内港、苫小牧港、小樽港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、新千歳空港、函館空港

注)「港、飛行場」は、道内分のみ記載。

■植物防疫法（昭和二十五年五月四日法律第百五十一号）

（輸入の制限）

第六条

（略）

3 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

■植物防疫法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号）

（輸入場所の指定）

第六条 法第六条【輸入の制限】第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。

一 港

紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、（略）

二 飛行場

旭川空港、新千歳空港、函館空港、（略）

2 携帯する植物については釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、高知空港及び佐賀空港も、法第六条第三項の飛行場とする。

カジノに関する意識調査

■ 2003年版レジャー白書 ((財)社会経済生産性本部:H14.12実施)

全国の15歳以上の男女3,000人対象 (回答率80.8%)

- 賛成意向 20.8% (賛成 11%、どちらかといえば賛成 9.8%)
- 反対意向 34.2% (反対 18.1%、どちらかといえば反対 16.1%)
- どちらともいえない (26%)
- わからない (19.1%)

■ カジノ市民調査 (共同PR株式会社:H15.4実施)

20歳以上の男女1,000人を対象としたインターネット調査

- 賛成意向 46.1% (非常に賛成 12.9%、やや賛成 33.2%)
- 反対意向 27.3% (全く反対 11.3%、やや反対 16.0%)
- どちらともいえない 26.6%

■ カジノに関する意識調査 (静岡県:H15.6実施)

県政に关心を持つ18歳以上の県民499人のインターネットモニターによる調査

- 賛成意向 49.9% (賛成 10.4%、合法化の条件によっては賛成 39.5%)
- 反対 30.2%
- どちらともいえない 19.5%

(反対の理由)

- ◆ 暴力団の新たな資金源になりそう 79%
- ◆ 青少年に悪影響がありそう 75.5%
- ◆ ギャンブル依存症患者や自己破産者が大量に発生しそう 75.5%
- ◆ 風紀の乱れや治安の悪化などが心配 71.3%

■ 県政世論調査における余暇のお出かけ先調査 (愛知県:H15.7実施)

平成15年度県政世論調査において、調査項目としてカジノの設置により予想される地域効果と問題点に関する調査を実施

調査の対象は県内居住の20歳以上の男女3,000人 (回収数1,491人)

(予想される地域効果)

- ▲ 自治体の税収をあげ、財政に貢献する 50%
- ▲ 観光資源として集客力を高める 33.9%

(予想される問題点)

- ▲ 犯罪の増加や暴力団の関わりなど治安上の不安が生じる 58.6%
- ▲ ギャンブル依存症や経済破綻者などの増加を招く 50.8%
- ▲ 青少年の関心を引き、教育上悪影響がある 33.3%

■ カジノに関する生活意識調査 (博報堂:H18.12実施)

全国の20~60代の男女 合計8,166人(有効回収)のインターネット調査

- 賛成意向 64.0% (賛成 14.0%、やや賛成 26.2% 合法化の条件によっては賛成 23.8%)
- 反対 36.0%

(カジノが出来た場合の来場意向)

- ◆ 行ってみたい 53.8% (ぜひ行ってみたい 15.0%、やや行ってみたい 38.8%)
- ◆ 全く行きたくない 46.2%

カジノ導入に伴う懸念事項

※ 庁内検討報告書

「ゲーミング（カジノ）に関する考察」からの抜粋

1. 経済に関する事項

- 「経営不振に陥る懸念」

地方公営競技の不振やサッカーくじの売上げ急減など、ギャンブル産業が必ずしも成功するとは限らない。特に、カジノ事業は、他の公営競技と違い、必ず施行者が儲けを出すという性格のものではない。さらに、ライセンスの取得、施設の整備・維持、運営費、警備・監視の経費など、事業継続のためには、多額の費用が必要であり、国内外の他のカジノとの競争力を十分に勘案した施設の規模、立地、運営を行わないと経営不振に陥る懸念がある。

2. 税収及び社会資本整備に関する事項

- 「インフラ整備などによる社会的コストの発生」

十分なインフラ整備がなされていない地域にカジノを設置する場合は、交通機関や道路の整備などのほか、犯罪防止などの社会的コストが発生する。

3. 社会的問題及び環境問題に関する事項

- 「暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念」

暴力団等の犯罪組織がカジノに関与することにより、活動資金源となり、組織強大化や利権を巡る抗争激化等を招くとの懸念がある。

また、カジノの内外で、売上金や遊ぶ金欲しさの犯罪が発生することにより、地域の治安が悪化するのではないか、あるいは、カジノ設置の周辺地域における騒音や風紀の乱れ等が発生し、治安や環境の悪化を招くとの懸念がある。

- 「青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念」

カジノの隆盛が射幸心をあおり、一攫千金の考え方方が勤労や勉学意欲の低下をもたらしたり、非行の要因になるのではないかとの懸念がある。

また、カジノの普及により、ギャンブルの欲求を抑制できない「ギャンブル依存者」が増加するのではないかとの懸念がある。

4. その他の事項

- 「ギャンブル等は必要ではないという意見」

既に、公営競技等やパチンコが行われており、これ以上のギャンブル等は必要ではないという意見があるほか、ギャンブルに対する考え方は、その国の文化や宗教等と密接に結びつき、国ごとに考え方には相違しており、日本では、賭博に対する悪いイメージがあり、健全な娯楽として定着するのは難しいという懸念もある。

カジノ導入に係る懸念事項とその対策

(自民党・基本方針 2006年6月公表より)

■ 主な懸念に対する対応策

組織暴力団対策	<p>カジノ運営への関与・カジノへの入場</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一定の欠格要件を設け、犯罪歴のある主体、組織暴力団関係者等カジノに関与することが適切ではない個人・法人を排除 <p>カジノ運営への関与を希望する個人・法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国の機関に申請し、適格性認証を取得しない限り、カジノ運営への関与は不可 <p>認証取得者の違法行為等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国の機関は、自らの判断により認証を剥奪 <p>国機関と警察との連携・協力・調整体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広域暴力団組織等から隔離するため、国機関と警察との緊密な連携と協力・調整を確保する仕組みを構築
青少年への悪影響の防止	<p>カジノへの入場、ゲームへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未成年、学生を欠格要件とし、カジノへの立ち入りを禁止 <p>カジノ場への入場者に対する本人確認</p> <p>カジノ場に関する広告、プロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 過度の射幸心を煽ることを抑制するため、一定の制限を設ける
過度の賭け事の抑制・カジノ依存症患者等対策	<p>カジノ遊興資金調達の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 顧客に与信を与えての賭け事を禁止 <input type="checkbox"/> カジノ場内や近隣地区でのATM設置の禁止 <input type="checkbox"/> カジノでの遊興を目的とした金銭貸付の禁止 <p>内国人に対する需要抑制策の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 内国人に対し、利用時間の制限、入場料の賦課等、一定の需要抑制策の導入を認める <p>過度の賭け事の危険性に関する注意喚起と情報の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施行者、運営受託事業者に対し、過度の賭け事の危険性に関する注意喚起と情報を開示させる <p>セイフティネットの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施行者、運営受託事業者に対し、カジノ依存症患者等を対象としたカウンセリングや治療等の体制の具備を検討させる <input type="checkbox"/> 本人や家族の申し立てに基づくカジノからの依存症患者の自己排除プログラムの実施等必要なセイフティネットを構築
地域環境対策の自主推進	<p>地域環境管理委員会の設置の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 目的：カジノ施設への組織犯罪の介入防止、地域における風俗環境の悪化防止・地域社会における依存症対策等について施行者に勧告・助言し、地域環境対策を自主的に推進 <input type="checkbox"/> 設置義務者：施行者 <input type="checkbox"/> 構成：警察、教育、保健衛生、金融等の当局及び有識者

※沖縄県カジノ・エンターテイメント検討委員会参考資料を引用

ギャンブル依存症問題

「カジノ導入をめぐる最近の動きと論議」
国立国会図書館調査及び立法考査局資料 2006.11
より抜粋

1. 韓国

2000年に、廃坑地域の蘇生・開発を目的として、自国民向けのカジノ施設導入に踏み切った韓国では、既にカジノ依存症問題が発生している。今後、深刻な社会問題に発展する可能性も指摘されている。(中略)

「江原ランドリゾート」は、内国人利用可能な唯一の施設ということもあって、開業から6年目を迎えた今も、その熱狂にはすさまじいものがあるという。

一日の平均入場者数は4,980人、粗収益は年間4,620億ウォン(約466億円相当)で、他地域の外国人専用カジノをしのいでいる。カジノの営業前から平日で600人、週末には1,300人の人が行列をつくる。夜通しカジノを続け(カジノは24時間営業ではなく、平日の営業は、午前10時から翌朝の午前6時まで)カジノのソファーで仮眠をとった後、開場を待つ姿が見受けられるという。

破産、自殺といった悲劇が続いているが、依存症に対する抜本的な対策は進んでいない。2001年9月に「韓国賭博中毒センター」2004年7月に「賭博中毒センターソウル相談事務所」が開設された程度にすぎない。カジノから得られる利益の一部を利用したカジノ依存症者向けの矯正施設づくりも始まったばかりである。(中略)

ある推計によれば、韓国のギャンブル依存症患者は242万人に達しており、18歳以上の15人に1人が依存症患者だというショッキングな報告もある。このように弊害が目立ち始めたことから、市民団体や国會議員も規制の強化を求めており、韓国政府も、ようやく業界を統括する「統合監督委員会」の設置に向けて動き出したと報じられている。

2. 米国のゲーミング影響評価委員会報告

クリントン政権下の1996年、米国における商業的賭博の社会的・経済的影響を包括的に研究・評価するために「米国ゲーミング影響評価委員会」(NGISC: National Gaming Impact Study Commission) という特別委員会が議会に設けられた。(中略)

NGISC の調査に協力したシカゴ大学の世論調査センター(National Opinion Research Center: NORC) の調査によれば、米国人の成人の1.2%にあたる約250万人が「病的」(pathological) ギャンブラーである。また、約300万人が「問題のある」(problem) ギャンブラー、さらに予備軍的な人々が1,500万人以上もいると言われる。青少年層(12~18歳)においては、事態は更に深刻であり、「病的」ギャンブラーの数は、110万人にも達するのではないかと見られている。

NGISC のレポートは、ギャンブルが拡大するにつれて、ギャンブル依存症患者の数は増えているし、将来も増え続けるであろうと述べている。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

「産業・雇用」<貿易・物流・人流関連>

小分類	細分類	概要	提案数	実現するためと考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット		摘要	関係部課	個票番号
					事実関係等の整理	実現するために考えられる手法			
(大分類：D 経済振興政策 小分類：人材移動の活性化)	自由貿易地域指定	道内の港湾地域に指定し、C-IQ業務の移管や税務の移管の特例措置を行う。	2	沖縄開拓特別措置法により、沖縄では、觀光振興地域に係る特例措置(法人の免税など)、沖縄型特例措置(法人の免税など)、情報産業特別措置(法人の免税など)、金融特区や金融支店などに係る特例措置(法人の免税など)、法人税、個人税、譲税など)が自由貿易じらわいの「特別自由貿易地域」といふた地域に由来する。沖縄は「特別自由貿易地域」に基づいて指定された地域においては、「特別措置法」ではない。 C-IQ業務についてではなく、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の派遣を行っている。 固定資産についでは、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。	自由貿易地域を定める法律の新規制定 出入国管理及び難民認定法の改正 税制の適用 税の減免措置	【メリット】 自由貿易地域内に立地する企業への税の減免による。 自由貿易地域内においては関税の減免制度がある。貿易地域により企業立地が促進される。 【デメリット】 税の基本である公平の原則と矛盾する。 交付税による減収種でんがなかつた場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。 C-IQ業務は国家保安上の基本的義務であるため、業務移管した場合の歳正執行に対する不安。	自由貿易地域を定める法律の新規制定 出入国管理及び難民認定法の改正 税制の適用 税の減免措置	総務課 経済交流課 市町村文書通譲 企画課	10240 20120

「産業・雇用」<観光関連>

小分類	細分類	概要	提呈数 量(枚)	実現するための考え方 と手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
(大分類) 観光客 致	D 経済振興対策 5.4 外国人観光客等を対象としたカジノの整備	一部地域においてカジノに関する調査・研究を行い、雇用と税収の拡大を図る。	4 3	本道においては、各県の課題や問題点を踏まえて取り組む動きがあるものの、道内世論も盛り上がりつつある。では、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立され、オブザーバーとして参加する罪の構成要件に該当する行為は、刑法第185条に規定する暴力や環境の悪化への懲罰金の増加及びギャンブル依存症の増加に対する懲罰金のインフラ整備などによる社会的コストの発生	【メリット】 ・ 遊波性を阻却する特別法の制定 ・ 【デメリット】 ・ 新たなエンターテイメント産業の創出による新たな収益金の確保 ・ 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など ・ 治安や少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懲罰金のインフランラ整備などによる社会的コストの発生	知) 知事政務部参考課 30470 30500 30747*	事務課 経済交流課 税務課	30710 30747*
2.1.5 カジノの設置 (小樽市への カジノの説教)	カジノを設置できるように 小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために観光振興策として、カジノの説教を行なう。(小樽市に外国人のみが行なうことができるカジノを作り、F1などを開催するなどして各國の高松盤を誇る)	3 3	(No. 54に同じ)	(No. 54に同じ)	【メリット】 ・ 道路運送法の位置づけ 【デメリット】 ・ 施設利用者の利便性向上など。 ・ 施設運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。	(No. 54に同じ)	企) 企画課 企画課 企画課	12130 12350 32030
6.4 観光業振興	筋者の利便性による自動車運送事業のため自家用車による有料送迎を行う有料送迎をする	1 1	道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可が必要とする。旅客の生命を確保する体制を整備しているかを審査。道の有料運送による有料運送を認めることは、NPO等が認めたが、行う。「過疎地帯有償運送」(§79)が必要である。いすれも既存の一般道の有料運送では、必要な旅客輸送の確保が困難な場合には、自家用車で運送されるもの。近隣の他のホテルからの送迎の場合には、自家用車で運送する場合に限定して認められる。自家用車のホテルへの送迎は、当該委託料等の料金の支払いのうれめ受け取らぬケースがあることから、現行法規上でも認められるケースが必要となること。	【メリット】 ・ 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可が必要とする。旅客の生命を確保する体制を整備しているかを審査。道の有料運送による有料運送を認めることは、NPO等が認めたが、行う。「過疎地帯有償運送」(§79)が必要である。いすれも既存の一般道の有料運送では、必要な旅客輸送の確保が困難な場合には、自家用車で運送されるもの。近隣の他のホテルへの送迎の場合には、自家用車で運送する場合に限定して認められる。自家用車のホテルへの送迎は、当該委託料等の料金の支払いのうれめ受け取らぬケースがあることから、現行法規上でも認められるケースが必要となること。	【メリット】 ・ 道路運送法の位置づけ 【デメリット】 ・ 施設利用者の利便性向上など。 ・ 施設運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。	(No. 54に同じ)	企) 企画課 企画課 企画課	10360
6.5 観光業振興	自家用車による旅客送迎の共同送迎	1 1	体験観光事業者が行う有料運送法に基づく国との権限を適切に譲渡する。	【メリット】 ・ 運送法が運送事業者による第二種免許を有する自動車の運送が可能となる。運送事業者による許可の下が運送される。【デメリット】 ・ 本件の有料運送による本道経済の活性化へ移譲される。出制への移行を検討するとしても、許可制度と同様の仕組みを別に整備する必要があると考える。	【メリット】 ・ 関係法令(道路運送法)の改正 【デメリット】 ・ 本件の有料運送による本道経済の活性化へ移譲される。出制への移行を検討するとしても、許可制度と同様の仕組みを別に整備する必要があると考える。	(No. 54に同じ)	企) 企画課 企画課 企画課	40060

「地域再生」<福祉関連>

小分類	細分類	要	提案数	実現するための手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
福社	1.9.8 福祉一 航客の着地又は着地のいはずれかが運送の区域(所在する町村)いう規制の緩和。	道路運送法により、一定の場合を除き、自家用有償旅客運送を行はねばならない。運送の用に供する車両(第79条)が必要。大臣省令で定められた区域(或などど國土交通省令によつて定められた区域)に於ける運送は、地方公共交通機関(以下「地方公共交通機関」とす)が行はねばならない。運送の区域(或などど國土交通省令によつて定められた区域)に於ける運送は、地方公共交通機関(以下「地方公共交通機関」とす)が行はねばならない。運送の区域(或などど國土交通省令によつて定められた区域)に於ける運送は、地方公共交通機関(以下「地方公共交通機関」とす)が行はねばならない。	1	【メリット】 ・広域分散型の北海道においては、市町村単位を越ええた広域的な安全・安心な暮らしを守る。 【デメリット】 ・運営する者は、利用者の実態を把握し、運営する者及び団体市町村が主導的である。運営者が地方公共交通機関ではない。 ・協議会は、市町村が主導性や安全性の判断を地又は着地のいはずれかが運送の区域(所在する町村)いう規制の緩和。	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	実現するための手法	実現するための手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット
福社	1.9.9 介護サービス事業所等の指定要件を定めることによる地場事業者の優先指定期定	介護サービス事業所等の指定要件を定めることによる地場事業者の優先指定期定	1	【メリット】 ・介護サービス事業所等の指定要件を認める。厚生労働省令により、施設サービスや医療施設サービスの運営を許可する。地場事業者の運営による地場の運営を許可する。 【デメリット】 ・介護サービス事業所等の指定要件を認める。厚生労働省令により、施設サービスや医療施設サービスの運営を許可する。地場事業者の運営による地場の運営を許可する。	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	実現するための手法	実現するための手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット
福社	2.4.2 介護サービス事業所等の指定基準	介護サービス事業所等の指定基準	1	【メリット】 ・都道府県が指定権限を有する厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者が定められている。	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	実現するための手法	実現するための手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット

「地域再生」<地方自治関連>

小分類	細分類	概要	提案数 件数 率	提案事 業種 別	実現するための手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票 番号
事実関係等の整理									
基盤強化	H 地域振興本兼 政令市等の法 定要件緩和	中分類：地方自治の強化 1.2.3 中核市40万人以上の市と地 方行政の見直し。 規制緩和など、行政の見直し。	2	地方自治法による指定都市及び中核市は、 それぞれ人口50万人以上の中核市と地 方行政の見直し。 規制緩和など、行政の見直し。	・ 地方自治法の改正等	【メリント】 ・ 政策を実行する能力になり、市民の身近で行 われる。また、人口その他の都市と同等の 市と同等の特徴を持つ。 ・ 市民サービス向上。 ・ 地域特性を活用。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。	・ 地方自治法の改正等	企) 市町村 課、地 域主事 務局	1009H 1042H
2.2.5 政令市、中核市が移行できる ようとする。	中核 市の要件緩 和しようにす る。	中分類：地方自治の強化 1 1 地方自治法による指定都市（§252-19）及 び中核市（§252-22）は、次のとおり。 △ 指定都市 △ 人口50万以上の中核市を改定（人口その他都市としての 規制、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を 有する中核市又は中核市と異なる市町村会併の動きをな す）。 △ 人口30万人以上の市を改定では、指定要件を大きく緩和しな い。現在、第29次地方制度調査会では、市町村会併を含めた基礎 自治体のあり方などについて審議項目とされている。	2	地方自治法による指定都市（§252-19）及 び中核市（§252-22）は、次のとおり。 △ 指定都市 △ 人口50万以上の中核市を改定（人口その他都市としての 規制、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を 有する中核市又は中核市と異なる市町村会併の動きをな す）。 △ 人口30万人以上の市を改定では、指定要件を大きく緩和しな い。現在、第29次地方制度調査会では、市町村会併を含めた基礎 自治体のあり方などについて審議項目とされている。	・ 地方自治法の改正等	【メリント】 ・ 政策が実行される。また、市民の身近で行 われる。また、人口その他の都市と同等の 市と同等の特徴を持つ。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。 ・ 市民が直接市と接する。	・ 地方自治法の改正等	企) 市町村 課	1233H
役割分担 の明確化	負担金制度の 廃止	国が直轄で実施しているる道 路、地方公共団体の負担金制度 を廃止する。	1	国が直轄で実施しているる道 路、地方公共団体の負担金制度 を廃止する。	・ 国が実施する事業 に付ける負担金 額が減る。 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	【メリント】 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	・ 「国が実施する事業 に付ける負担金 額が減る。 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	企) 企画室 参事	3058H
基盤強化	2.2.6 道路の管理の 特例	町に同意して、都道府県の区管 理を行なうことができるよう にする。	1	國直轄事業の維持管理に 係る負担金制度の 廃止	・ 各種法令に沿った 維持管理費用にかかる 維持管理料を削減する。 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	【メリント】 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	・ 各種法令に沿った 維持管理費用にかかる 維持管理料を削減する。 ・ 地方公共団体の負 担金が減る。	企) 企画室 参事	1217H
		町に同意して、都道府県の区管 理を行なうことができるよう にする。	1	町に同意して、都道府県の区管 理を行なうことができるよう にする。	・ 道路法の改正	【メリント】 ・ 町道も一体となった管理をする事がで きる。	・ 道路の取り扱いでは、指定市以外の市に 対しては、指定市から全額負担する事と なる。	連) 道路課	3204H